

令和6年第12回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和6年12月24日(火) 午後2時00分～午後2時45分					
2 場 所	千葉市役所 10階 選挙管理委員会室					
3 出席委員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明		
	委員	橘 高俊	委員	川村 道子		
4 出席書記	次長	中野 廣正	次長補佐	熊本 和広	主査	君塚 利明
	主査	加藤 啓樹	主事	高内 翔太		
5 議 題	議案第 6 号	地方自治法等に基づく直接請求等のための署名の収集を禁止する区域及び期間について				
	報告第 46 号	千葉市長選挙立候補予定者説明会及び確認団体説明会の開催について				
	報告第 47 号	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(12月1日定時登録)				
	報告第 48 号	令和6年度指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について				
	報告第 49 号	政治家の寄付禁止等に係る啓発について				
	報告第 50 号	千葉県知事選挙の執行について				
	報告第 51 号	川崎市選挙管理委員の就任について				
	報告第 52 号	さいたま市長選挙の日程等について				
	報告第 53 号	静岡市議会議員選挙の選挙期日等について				
	報告第 54 号	札幌市選挙管理委員の異動について				
6 議事の概要	(1)議題 議案第 6 号 地方自治法等に基づく直接請求等のための署名の収集を禁止する区域及び期間について (議案第6号について、全員異議なく、原案のとおり決定した。) 報告第 46 号 千葉市長選挙立候補予定者説明会及び確認団体説明会の開催について (報告第46号について、報告があった。) 報告第 47 号 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(12月1日定時登録) (報告第47号について、報告があった。) 報告第 48 号 令和6年度指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の結果について (報告第48号について、報告があった。) 報告第 49 号 政治家の寄付禁止等に係る啓発について (報告第49号について、報告があった。) 報告第 50 号 千葉県知事選挙の執行について (報告第50号について、報告があった。) 報告第 51 号 川崎市選挙管理委員の就任について (報告第51号について、報告があった。) 報告第 52 号 さいたま市長選挙の日程等について (報告第52号について、報告があった。) 報告第 53 号 静岡市議会議員選挙の選挙期日等について (報告第53号について、報告があった。) 報告第 54 号 札幌市選挙管理委員の異動について (報告第54号について、報告があった。) (2)その他 次回委員会について 次回、令和7年第1回定例会の開会日は、1月28日(火)午後4時から開会することで決定した。					

7 会議経過	(要約) 報告第49号について 橋委員 「政治家がこれを破った時の罰則はあるのか。」 事務局 「罰金と禁錮の両方がある。」 橋委員 「有権者と政治家では寄付に対する罰則は同じなのか。」 事務局 「有権者が候補者に寄付を依頼した場合：3年以下の懲役または禁錮あるいは50万円以下の罰金となる恐れがある。」 「公職の候補者が寄付した場合：1年以下の禁錮あるいは30万円以下の罰金となる恐れがある。」 「条文の項目によっても違いはあるが、同程度の罰則がある。」 大野委員長 「寄付禁止リーフレットには、これから立候補しようとしている人とあるが、候補者の基準はどのようになっているのか。」 「たとえば、選挙の期日から何カ月前といったように決まっているのではなく、漠然としているのか。」 事務局 「候補者としての認識をどこタイミングでするのかについては難しいが、様々な状況をトータルで見る必要がある。」 「ただ、一番分かりやすいものとしては、立候補表明が挙げられる。」
--------	---